

# 平成20年度地域力連携拠点事業公募要領

平成20年3月

# 平成20年度地域力連携拠点事業

## 公募要領

〇〇経済産業局では、小規模企業等の経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業承継を支援する「平成20年度地域力連携拠点事業（経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業）」の実施機関を、以下の要領で募集します。

### I. 事業の目的

地域において、優秀な支援者を「応援コーディネーター」として配し、他の支援機関等と連携して経営力向上や事業承継等の先進的な経営支援を行う中小企業支援機関等を地域力連携拠点（以下、「地域力連携拠点」または単に「拠点」という。）に選定し、小規模企業を始めとする中小企業の（1）経営力の向上、（2）創業・再チャレンジ、（3）事業承継といった課題対応を支援することにより、小規模企業等が中長期的に発展するための経営基盤の強化を図るとともに、これを通じ、地域における中小企業支援機関等の機能強化に資することを目的とします。

### II. 事業の内容

#### 1. 事業の実施地域

以下の地域内

〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県、〇〇県

#### 2. 事業の概要

上記1. の地域において、中小企業の支援に関する専門的な知識、能力及び経験を有している者を応援コーディネーターとして実施機関が選定し、当該応援コーディネーターが中心となって、以下の課題に対応するための支援に係る事業について企画立案を行うとともに、新現役チャレンジ支援事業（注）の新現役等の外部専門家及び国や地方自治体の支援施策等を活用しながら支援事業を実施します。

なお、応援コーディネーターについては、事業内容に応じ、予算の範囲内で設置することができます。

(注) 平成20年度より、別途国が実施する大企業等のOB人材(新現役)を中小企業支援に活用する事業であり、各都道府県毎に新現役の人材管理や中小企業とのマッチング等を行う地域事務局を設置する予定。

### 3. 支援課題

地域力連携拠点は、地域内外の他の中小企業支援機関等と連携し、以下の(1)から(3)の支援課題に全般的に対応するとともに、特に地域の小規模企業等のニーズに応じて他の中小企業支援機関等と比較して強みを持つ事業分野を選択(複数選択可)し重点的に支援を実施します。

#### (1) 経営力の向上支援事業

小規模企業等の経営力の向上を支援するため、応援コーディネーターを中心に以下のような事業について重点を置いて実施。

##### ①新たな経営方法の導入

###### ア. ITを活用した経営管理

小規模企業等が、IT(インターネット上での財務会計ソフトウェア等)を活用した財務会計の整備や管理会計の導入等により、自らの経営課題の把握や経営計画の策定、目標達成状況のモニタリングを可能とする仕組み構築を支援する。

###### イ. 見えない資産の把握・活用(知的資産経営)

小規模企業等が有する技術や創造力、人脈や信頼等の無形の資産(知的資産)を文書化(「見える化」)する取組を支援し、取引先や金融機関、従業員等のステークホルダーに対するコミュニケーション能力を強化し、信用力の向上に繋げる。

##### ②新事業展開

###### ア. 経営革新

小規模企業等の新事業展開に向けた計画策定・実施・検証(PDCA)を支援し、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(以下「新事業促進法」という。)の経営革新計画の承認等に繋げ、着実に実施する体制の構築を支援するとともにフォローアップを行う。

###### イ. 地域資源活用

地域の特徴的な素材や技術(地域資源)の活用によって、小規模企業等が新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を行う際に必要とする、情報提供や具体的な助言、専門家の紹介等を支援。

また、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の認定等を支援するために、国が地域ブロックごとに設置する支援事務局（ハンズオン支援事務局）を活用し、企業の新たな事業展開や経営力強化を支援する。

#### ウ. 農商工等連携

農林漁業者との連携（農商工等連携）によって、小規模企業等が新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を行う際に必要とする、情報提供や具体的な助言、専門家の紹介等を支援。また、農商工等連携の促進（国会において「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案」が成立した後は、同法の認定等）を支援するために、国が地域ブロックごとに設置する支援事務局（ハンズオン支援事務局）を活用し、企業の新たな事業展開や経営力強化を支援する。

### ③その他（公募機関からの事業目的に則った提案）

## (2) 創業・再チャレンジ支援事業

創業及び再チャレンジを支援するため、応援コーディネーターを中心に以下のような事業について重点を置いて実施。

### ①創業支援

創業を目指す者を支援するため、応援コーディネーター等が創業に必要な知識・ノウハウ等を付与するとともに、ビジネスプランのブラッシュアップ等を行う。また、必要に応じて高度な専門知識を有する専門家等の派遣や各種創業関連施策を活用し、質の高い創業に向けた支援を行うとともにフォローアップを行う。

### ②再チャレンジ支援

事業継続の見通しが見つからない小規模企業等経営者の事業転換や廃業経験者の再起業（再創業）を支援するため、応援コーディネーター等が財務諸表等に基づく経営診断の実施や、必要に応じて、弁護士等の専門家を派遣して早期の事業転換や再起業を支援する。

## (3) 事業承継支援事業

後継者不在による廃業に伴う雇用・技術の喪失を防止するため、あらゆる事業承継のニーズに対応したワンストップサービスを応援コーディネーター中心に行う。

具体的には、(ア)相談窓口の設置及び巡回相談による相談事業、(イ)専

門家の派遣、(ウ)地域単位で企業への巡回相談やアンケート調査等により、今後どれくらいの割合の企業が後継者不在等により廃業に追い込まれる危険性があるのかといった情報を把握し、ニーズを掘り起こすための調査、(エ)後継者不在等により廃業の危険性がある企業と開業希望者の交流会等を行い、マッチングに向けた環境整備を行うとともに、(オ)若手後継者（希望者を含む）等を対象に事業承継に必要な知識・ノウハウ習得のための短期間のセミナーと長期間の本格的な後継者育成セミナー等を実施する。

なお、上記(ア)～(オ)の全てを総合的に実施する機関を「事業承継支援センター」として位置づけ、他の事業承継支援事業を実施する機関の中心的な役割を担うものとする。また、事業承継支援センター以外の地域力連携拠点においても、上記(ア)、(ウ)、(オ)について実施することは可能であるが、その場合にあつては、採択後公表する事業承継支援センターと協力することを条件とし、事業承継支援センターの名称の使用は認めない。

#### 4. 事業の実施方法

##### (1) 地域力連携拠点事業

上記の課題に対する支援事業として、各拠点は以下の①から⑤を実施します。①～③は必須とし、④及び⑤は小規模企業等のニーズに応じて実施します。

ただし、「事業承継支援センター」として事業承継支援事業を行う場合には、以下の①から⑤の全ての事業を実施します。また、「事業承継支援センター」以外は、事業承継支援事業として②及び⑤の事業を行うことはできません。

##### ①相談事業

応援コーディネーター又は専門家が小規模企業等を訪問し、企業が抱える経営課題の解決に向け、指導を行うほか、拠点に相談窓口を設置し、応援コーディネーター又は専門家が小規模企業等からの相談に応じ、経営課題を把握し、経営力の向上、創業・再チャレンジ及び事業承継等の課題に応じた支援に繋げる。

##### ②専門家派遣事業

経営力の向上、創業・再チャレンジ及び事業承継を目指す小規模企業等に経営企画、情報化、マーケティング等の専門家を派遣し、当該小規模企業等が抱える個別的な課題に対し助言・支援を行う。

### ③情報提供

経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業承継等の課題について、地域内の小規模企業等に対し本事業の広報や関連する情報の提供を行う。

また、セミナー等（講習会、研修、研究会等）の開催、事例集の作成等を通じて、小規模企業等の課題解決に有益な情報等の普及を行うとともに、小規模企業等を支援する地域の機関等に対しても本事業に関する情報提供や知識・ノウハウの共有につながる活動を行う。

なお、「事業承継支援センター」においては、若手後継者（希望者を含む）等を対象に、事業承継に必要な知識・ノウハウの習得のための短期間のセミナーと長期間のセミナーを開催する。

### ④調査・研究

小規模企業等の経営力の向上、創業・再チャレンジ、事業承継等の課題解決のために必要な調査や応援コーディネーター等の活動を円滑化するために必要な情報等を収集・分析する。

### ⑤マッチング

経営力の向上、創業・再チャレンジの課題解決に当たり、小規模企業等が必要とする経営資源（人材、技術、流通網等）を有する企業等とのマッチング会及び事業承継支援事業における、後継者不在等により、廃業の危険性がある企業と開業希望者のマッチング交流会等を開催する。

## (2) 連携事業

地域力連携拠点事業を効果的に実施するために、他の拠点等と連携を図り、以下の事業を実施します。

### ①連絡会議等の開催

他の地域力連携拠点及び地域の支援機関等との連絡会議等を開催。

### ②調査等

拠点間の連携を促進するとともに、拠点における活動を強化するために必要な情報を収集・分析。

### ③情報提供

地域内等の小規模企業等に対し本事業の広報を行い、その活用を促す事業。

### Ⅲ. 応募資格及び要件

事業申請書を提出できるのは、次の要件を満たす機関とします。

- (1) 本委託事業の実施地域内に設置されている機関であること。
- (2) 以下のいずれかに該当する機関であること。

商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、公設試験研究機関（独法に限る）、特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する公益法人（都道府県等中小企業支援センターを含む）等、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、大学等、農業協同組合等、NPO（注）、民間企業（注）

ただし、「事業承継支援センター」となる資格があるのは、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、都道府県商店街振興組合連合会、及び特定の業種に限定せずに広く中小企業を支援する公益法人のいずれかに該当し、かつ、都道府県域内に広く連携先を有する機関。

- (3) 特定の業種に属する中小企業だけを支援対象としないこと。
- (4) 中小企業支援をその業務範囲に含み、その実績を有すること。
- (5) その他
  - ①本事業に関する委託契約を〇〇経済産業局との間で直接締結ができる機関であること。
  - ②〇〇経済産業局が提示した委託契約書に合意すること。

(注) NPO及び民間企業については、自治体からの中小企業支援に関する業務受託等の自治体と連携をして業務を行った実績を相当程度有すること。

### Ⅳ. 委託先の選定

#### 1. 選定プロセス等

〇〇経済産業局において、地域力連携拠点選定の審査を行う審査委員会（有識者及び〇〇経済産業局で構成）を設置し、下記選定基準に基づき、拠点を決定します。

なお、拠点選定の審査では、必要に応じて申請機関からのヒアリングを行うほか、各都道府県に提案書を開示し、意見を聴取する場合があります。

#### 2. 選定方法

地域力連携拠点（委託先）は、上記Ⅲ. の要件を満たす機関から提出さ

れた提案書及び添付資料について、選定基準に基づき審査を行い、相対的に評価した上で決定します。

### 3. 選定基準

地域力連携拠点(委託先)の選定は、以下の選定基準に基づいて行います。なお、選定にあたっての各基準の配点割合のイメージは別添のとおりです。

- (1) 委託業務に関する提案書の内容が施策の意図と合致していること。
- (2) 委託業務に関する提案書にある事業の実施方法、内容等が優れていること。
- (3) 相当程度の小規模企業等を対象としていること。
- (4) 対象とする支援地域において、その他の支援機関の状況等に鑑みて、重要かつ特徴的な支援を実施すること。
- (5) 当該事業の実施が当該支援機関及び他の支援機関の人材に対する支援ノウハウの移転につながるものであること。
- (6) 地域の中小企業支援機関等と共同事業(注)を行うことにより、拠点の支援能力の補完が行われ、支援事業が幅広く効果的に行われるものであること。
- (7) 中小企業等の支援に関するノウハウ・実績を十分に有すること。
- (8) 中小企業の支援に関して地方自治体や地域の中小企業の支援機関等と有効なネットワークを有すること。
- (9) 委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有していること。
- (10) 以下の要件を満たす応援コーディネーターを中核とする事業であること。

#### <応援コーディネーターの要件>

- 小規模企業等の経営支援に関する知識を有すること。特に重点を置いて実施する事業については、当該事業分野に関する知識を有すること。
- 小規模企業等の経営課題の抽出、事業計画策定等を支援する能力・経験を有すること。
- 関連施策や専門人材等を活用して小規模企業等の経営課題の克服を支援する能力・経験を有すること。
- 関係機関等との連携等を実施する能力・経験を有すること。

#### (注) 共同事業

共同事業とは、以下の形態及びそれらの組み合わせとなります。

#### ①支援機関等連携

拠点事業の実施にあたり、拠点事業に応募資格を有する中小企業支援機関等と連携し、事業申請書に記載した共同事業の内容に基づき、拠点事業を実施する形態。

(注) 支援機関等連携には、複数機関の事業申請を一つに取りまとめて申請する「共同事業申請」(VI. 3. 共同事業申請参照。)も含まれます。

## ② パートナー連携

拠点事業の実施にあたり、「地域力連携拠点パートナー」の対象となる金融機関、大学、公設試、農協等について、拠点が「地域力連携拠点パートナー」として指定し、事業申請書に記載した共同事業の内容に基づき、そのパートナーが拠点事業に協力する形態(別紙3参照)。

## V. 契約

### 1. 委託契約の締結

採択された機関と経済産業局との間で委託契約を締結することとなります。採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定です。

なお、委託先と再委託先が締結する契約においても、経済産業局との委託契約に準拠していただきます。

### 2. 事業の計画期間

拠点の事業期間は3年計画を基本とします。ただし、採択された各拠点事業は、毎年度、事業目標や事業計画に照らした事業実績についての移行(継続)評価を実施します。

### 3. 委託事業の契約期間

委託契約期間は単年度を基本とし、具体的な契約期間は契約書に定める期間とします。

### 4. 委託事業に係る概算予算額

1拠点あたりの地域力連携拠点事業費は概ね2,000万円(一般管理費、消費税及び地方消費税を含む)としますが、事業内容を勘案し4,000万円(一般管理費、消費税及び地方消費税を含む)を上限とします(共同事業申請の再委託事業における1機関あたりの地域力連携拠点事業費についても同様。)。また、連携事業費については概ね300万円(一般管理費、消費

税及び地方消費税を含む)までとします。

なお、実際の契約の際の契約金額は、必ずしも事業申請書の金額と一致するものではありません。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともありますのでご了承ください。

## 5. 委託費の支払い

委託業務完了の日の翌日から30日以内又は平成21年4月10日までのいずれか早い日までに委託業務についての実績報告書を提出することとします。〇〇経済産業局はこれを受けて検査を行い、内容に問題がなければ費用の支払いを行います。支払いは原則として精算払いとします。地域力連携拠点受託者の財務状況によっては、関係機関との協議が整い次第概算払いが行える可能性があります。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行いません。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請してください。

## 6. 委託費の内容

委託業務の遂行に必要と認められる経費は以下のとおりです。(詳細は別紙1を参照)

- ① 応援コーディネーター、専門家、委員、講師等に対する謝金(国又は地方自治体から人件費の補助金等を受けている者については、謝金の対象となりません。)
- ② 応援コーディネーター、専門家、委員、講師、職員等に対する旅費
- ③ 会場借料、会議費、資料作成費、印刷費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、資料費、広報費、借損料
- ④ 外注費
- ⑤ 再委託費
- ⑥ 一般管理費(①～⑤の合計から再委託費、外注費を除いた額の10%以内)
- ⑦ 再委託事業費(共同事業申請(VI. 3. 共同事業申請参照。)による再委託)

再委託事業費は、共同事業申請における取りまとめ機関からグループ機関に再委託することに要した経費とし、当該経費の算定にあたっては、上記①から⑥に定める項目に準じて行います。なお、受託機関が公益法人の場合は、契約額の50%以上を再委託することはできません。

## 7. 報告

事業の遂行にあたっては、〇〇経済産業局の指示に従い、適宜進捗状況を

報告していただきます。

## 8. 新現役チャレンジ支援事業地域協議会への参加

地域連携拠点に採択された機関は、新現役チャレンジ支援事業で設置される地域協議会に参加し、拠点事業の取り組み状況について情報提供することが求められます。

## VI. 応募要領

### 1. 公募期間等スケジュール（別紙2を参照）

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| ①公募開始      | 平成20年3月13日（木）        |
| ②公募締切      | 平成20年4月21日（月）（17時必着） |
| ③審査結果の連絡   | 平成20年5月上旬            |
| ④契約、事業開始予定 | 平成20年5月中旬            |

### 2. 応募方法

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに経済産業局（Ⅶ. 問い合わせ先参照）へ郵送又は持参してください。また、宛先面に「平成20年度地域力連携拠点事業に係る事業申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

提出書類と提出部数

- ①事業申請書・・・正本1部＋写し2部
  - ②定款（寄附行為）・・・1部
  - ③過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）・・・各1部
  - ④パンフレットその他機関の概要が分かる資料・・・各1部
- ※②～④については、共同事業申請を行う場合、グループ機関分も必要となります。

### 3. 共同事業申請

本委託事業に公募する際に、複数機関の事業申請を一つに取りまとめて提出することができます。この場合の申請を「共同事業申請」といい、事業申請書の取りまとめを行う機関を「取りまとめ機関」、その他のメンバー機関を「グループ機関」といいます。

共同事業申請を行う場合には、上記2. の「提出書類」の②～④については、グループ機関分も必要となります。

#### 4. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については、書面で通知します。

採択、不採択についての問い合わせについては、一切対応しません。

#### VII. 問い合わせ先

〇〇経済産業局〇〇課

電話：

#### VIII. その他

- (1) 提出された事業申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報開示の対象となります。
- (2) 事業申請書等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給されません。

## 地域力連携拠点事業の実施に関する経費支出基準

### 1. 地域力連携拠点事業を実施するために必要な経費。

#### (1) 謝金

①応援コーディネーターを配置するために必要な謝金（国又は地方自治体から人件費の補助金等を受けている者については、謝金の対象となりません。）。

②窓口相談事業を行うに際し、専門家を招聘するために必要な謝金。

③専門家派遣事業を行うに際し、専門家を活用するために必要な謝金。

④講習会、委員会等を開催するにあたって、講師、委員を招聘するために必要な謝金。

※謝金の額は、各事業実施機関の規程に基づき支払うものとします。

#### (2) 旅費

①応援コーディネーターが支援活動等を行うに際し必要な旅費。

②窓口相談事業、専門家派遣事業を行うに際し必要な旅費。

③講習会、委員会等を開催するにあたって、講師、委員を招聘するために必要な旅費。

④事業実施機関の職員が事業を実施するに際し必要な旅費。

※旅費の額は、各事業実施機関の規程に基づき支払うものとします。

#### (3) その他の経費

本事業の実施に際し、必要な以下の経費。

##### ①会場借料

講習会、委員会等を開催するための会場借料。

##### ②会議費

講習会、委員会等を開催するための会議費。

##### ③資料作成費

講習会、委員会等を開催するために必要な資料作成費。

##### ④印刷費

パンフレット、業務報告書、調査票等の印刷に必要な経費。

##### ⑤通信運搬費

委員会、講習会等開催のための通知、調査のための郵送料、機器・機材等の運搬のための経費（本委託事業に関する経済産業局への申請並びに打

合せ等に要した交通費は対象となりません。また、資料等運搬以外のタクシー代も対象となりません。)

⑥消耗品費

消耗品の購入に要する経費。

⑦雑役務費

アルバイト等の雇い入れに要する経費（交通費含む）。

⑧資料費

図書等資料購入に要する経費。

⑨広報費

本事業の広報を行うために要する経費。

⑩借損料

本事業を実施する際に必要な機器等をレンタルする際に要する経費。

(4) 外注費

外部に調査委託等を行うために要する経費。

(5) 再委託費

事業の一部を再委託する場合に要する経費。

2. 地域力連携拠点事業の再委託費（共同事業申請（VI. 3. 共同事業申請参照。）による再委託費）

取りまとめ機関が拠点事業をグループ機関に委託するために必要な経費。経費支出基準は、「1. 地域力連携拠点事業費」と同様とする。

3. 連携事業費

本事業を実施するために必要な経費及び事務局運営に要する経費。  
1カ所あたり概ね300万円までとする。

(1) 謝金

連絡会議、委員会等を開催するため、講師、委員を招聘するに要する謝金。謝金の額は、各実施機関の規程に基づき支払うものとする。

(2) 旅費

連絡会議、委員会等を開催するため、講師、委員を招聘するに要する旅費。旅費の額は、各事業実施機関の規定に基づき支払うものとする。

(3) その他の経費

①会場借料

連絡会議、委員会等の開催に要する会場借料。

②会議費

連絡会議、委員会等の開催に要する会議費。

③資料作成費

連絡会議、委員会等の開催に要する資料作成費。

④印刷費

パンフレット、資料等を印刷するための印刷費。

⑤通信運搬費

委員会、連絡会議等開催のための通知、調査のための郵送料、機器・機材等の運搬のための経費（本事業に関する経済産業局への申請並びに打合せ等に要した交通費は対象とならない。また、資料等運搬以外のタクシー代も対象とならない。）

⑥消耗品費

本事業実施に必要な消耗品の購入に要する経費。

⑦資料費

図書等資料購入に要する経費。

⑧広報費

本事業の広報を行うために要する経費。

(4) 外注費

外部に調査委託等を行うために要する経費。

(5) 事務局運営費

①旅費

事務局職員等が会議等の出席に要する旅費。

②雑役務費

アルバイト等の雇い入れに要する経費（交通費含む）。

## 契約手続及び事業実施スケジュール

時 期	経済産業局	委託先機関
20年3月	3月13日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公募開始</span>	
20年4月	4月21日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公募終了</span>  5月上旬 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審査</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">審査結果連絡</span>  5月中旬(予定) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">委託契約</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">概算払い</span>	4月21日まで <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">応募(事業申請書提出)</span>     <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業開始</span>   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必要により概算払い請求</span>   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業完了</span>
21年4月	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">額の確定</span>  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">精算払い</span>	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業報告書提出</span>   <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">精算払い請求</span>

## 地域力連携拠点事業におけるパートナーについて

### 1. 趣 旨

地域力連携拠点事業を実施していく上において、拠点となる支援機関等自身が高い支援能力を有していることは言うまでもありませんが、拠点として更に支援能力を高めていくためには、地域の中小企業支援機関等との有効なネットワーク形成が重要となります。このため、拠点の事業を応援する支援機関等を「地域力連携拠点パートナー」とし、より多くの支援機関等が拠点事業に関与して頂ける仕組みを構築することとします。

### 2. 対象機関

公設試験研究機関、中小企業を支援する公益法人等、金融機関、大学等、行政関係組織（JETRO事務所等）、農業協同組合等、NPO、民間企業 等

### 3. 地域力連携拠点パートナーとなるための要件等

地域力連携拠点が、協力事業を行う機関等として以下の要件を満たすものをパートナーとして指定します。

- (1) 拠点事業に対する協力内容が具体的に示されていること。
- (2) 協力内容が事業申請書等に組み込まれていること。  
〈例〉・協力内容が拠点の公募時の事業申請書に組み込まれていること。  
・拠点採択後には、協力内容が拠点の事業計画等の文書で示されていること。
- (3) 拠点事業の価値を高める協力であること（拠点事業の評判を著しく損なうような行動をとった場合には、指定を取り消すこととします。）。

(※) 拠点は事業開始後指定したパートナーを各経済産業局に報告し、各経済産業局は関係機関への情報提供やホームページ等で公表を行います。

( 別 添 )

## 地域力連携拠点選定にあたっての各選定基準の配点割合イメージ

地域力連携拠点を選定していく際の選定基準については、IV. 3. で示したとおりですが、各選定基準の配点割合イメージについては、以下のとおりです。

### 実 施 内 容

#### 支援内容【30%】

- 委託業務に関する提案書の内容が施策の意図と合致していること。
- 委託業務に関する提案書にある事業の実施方法、内容等が優れていること。
- 相当程度の小規模企業等を対象としていること。
- 対象とする支援地域において、その他の支援機関の状況等に鑑みて、重要かつ特徴的な支援を実施すること。

#### 連 携【25%】

- 当該事業の実施が当該支援機関及び他の支援機関の人材に対する支援ノウハウの移転につながるものであること。
- 地域の中小企業支援機関等と共同事業を行うことにより、拠点の支援能力の補完が行われ、支援事業が幅広く効果的に行われるものであること。

### 実 施 能 力

#### 支援実績等【20%】

- 中小企業等の支援に関するノウハウ・実績を十分に有すること。
- 中小企業の支援に関して地方自治体や地域の中小企業の支援機関等と有効なネットワークを有すること。
- 委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有していること。

#### 応援コーディネーター【25%】

- 以下の要件を満たす応援コーディネーターを中核とする事業であること。
- ＜応援コーディネーターの要件＞
  - ・小規模企業等の経営支援に関する知識を有すること。特に重点を置いて実施する事業については、当該事業分野に関する知識を有すること。
  - ・小規模企業等の経営課題の抽出、事業計画策定等を支援する能力・経験を有すること。
  - ・関連施策や専門人材等を活用して小規模企業等の経営課題の克服を支援する能力・経験を有すること。
  - ・関係機関等との連携等を実施する能力・経験を有すること。